

令和2年第2回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第54号	令和2年度三豊市一般会計補正予算(第3号)	1
議案第55号	令和2年度三豊市一般会計補正予算(第4号)	2
議案第56号	令和2年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	3
議案第57号	三豊市人権尊重のまちづくり条例の制定について	4
議案第58号	三豊市手数料条例の一部改正について	8
議案第59号	三豊市税条例の一部改正について	10
議案第60号	三豊市国民健康保険税条例の一部改正について	18
議案第61号	三豊市国民健康保険条例の一部改正について	20
議案第62号	三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	23
議案第63号	財産の取得について(三豊市情報システム機器)	25
議案第64号	財産の取得について(三豊市本庁舎2階備品)	26
議案第65号	財産の取得について(コミュニティバス)	27
議案第66号	財産の取得について(三豊市学校ICT機器電子黒板・プリンター等)	28
議案第67号	市道の路線廃止について	29
議案第68号	市道の路線認定について(比地大連絡道線)	32
議案第69号	市道の路線認定について(加茂北3号線)	35

議案第 5 4 号

令和 2 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 2 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 5 号

令和 2 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 2 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 56 号

令和 2 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 57 号

三豊市人権尊重のまちづくり条例の制定について

三豊市人権尊重のまちづくり条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市人権尊重のまちづくり条例

三豊市人権擁護条例（平成18年三豊市条例第131号）の全部を改正する。

私たちの住む三豊市は、備讃瀬戸と燧灘をのぞむ優美な海岸線、三豊平野、讃岐山脈などの多彩な自然環境に恵まれ、市民は、豊かな歴史と文化を育んできた。このまちで、誰もがお互いを大切にし、自分らしく安心して生きていくことが、私たち市民の願いである。この願いを実現するために、三豊市は、平成18年9月27日、人権尊重都市宣言を行い、人権尊重のまちづくりを推進してきた。

しかしながら、私たちの身の周りを見てみると、日本国憲法で記されている、すべて国民は、法の下に平等であると言うには十分ではなく、予断や偏見に基づく不当な差別（以下「あらゆる差別」という。）が、今なお存在している。こうした状況の下、国は、平成28年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）を施行した。

人権は、全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが幸福を追求する権利を保障されている。人は、誰もが一人ひとり異なる存在であることから、互いの個性を認め合うことにより、人権を尊重していかなければならない。

日本国憲法、世界人権宣言、人権尊重の社会づくりを目的とする法令の理念の下、三豊市に住む私たちは、誰もが自由で幸せに生きることができる地域社会をつくっていくために、人権について正しく理解し、力を合わせていくことが必要である。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者がともに力を合わせて、あらゆる差別をなくすことを誓い、市民一人ひとりの人権が尊重され、個性を生かし多様性を認め合い、誰もが住みよい平和な明るいまちづくり（以下「人権尊重のまちづくり」という。）の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、あらゆる差別の解消を推進するとともに、人権を擁護するために必要な事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市の区域内に在住、在勤又は在学をする個人をいう。

(2) 事業者 市の区域内において、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(市の責務)

第3条 市は第1条の目的を達成するため、国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を深め、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努める責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、人権尊重のまちづくりのため人権意識の向上に心がけるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重のまちづくりのための体制の整備を図るとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第6条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発)

第7条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、人権尊重のまちづくりのために必要な教育及び啓発を行うものとする。

(調査)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりのための施策の実施に資するため、必要に応じ調査を行い、その結果を市の施策に反映させるものとする。

(審議会)

第9条 市は、人権施策の推進に関する事項その他この条例の目的を達成するための重要事項を審議するため、三豊市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営については、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議案第 58 号

三豊市手数料条例の一部改正について

三豊市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市手数料条例の一部を改正する条例

三豊市手数料条例（平成18年三豊市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人番号	通知カードの再交付手数料（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1件につき	500
個人番号	個人番号カードの再交付手数料（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1件につき	800

を

」

「

個人番号	個人番号カードの再交付手数料（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1件につき	800
------	---	-------	-----

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

三豊市税条例の一部改正について

三豊市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市税条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定

する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第22項中「（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、0）」を削り、同条に次の1項を加える。

25 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 三豊市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間、又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、

「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、

「第 6 1 条若しくは第 6 2 条」を「第 6 3 条若しくは第 6 4 条」に改める。

附則第 1 0 条の 2 第 2 5 項中「附則第 6 2 条」を「附則第 6 4 条」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 2 4 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 6 0 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 3 4 条の 7 の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第 2 5 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 1 5 年度」とあるのは、「令和 1 6 年度」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中三豊市税条例第 9 4 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び同条第 4 項の改正規定並びに附則第 6 条の規定 令和 2 年 1 0 月 1 日
- (2) 第 1 条中三豊市税条例第 2 4 条第 1 項第 2 号、第 3 4 条の 2 及び第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定並びに同条例附則第 3 条の 2 及び第 4 条第 1 項の改正規定並びに第 2 条中三豊市税条例附則第 1 0 条及び第 1 0 条の 2 第 2 5 項の改正規定並びに附則に 2 条を加える改正規定並びに次条並びに附則第 3 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (3) 第 2 条中三豊市税条例第 9 4 条第 2 項ただし書の改正規定及び附則第 7 条

の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中三豊市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の三豊市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の三豊市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市

民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第5条 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第60号

三豊市国民健康保険税条例の一部改正について

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成18年三豊市条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則第11項及び第12項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

議案第 6 1 号

三豊市国民健康保険条例の一部改正について

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険条例（平成18年三豊市条例第133号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の次に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3箇月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6箇月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症

の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、前項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議案第 6 2 号

三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

三豊市後期高齢者医療に関する条例（平成20年三豊市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5項から第10項までの傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

財産の取得について（三豊市情報システム機器）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 動産
- 2 取得する財産 三豊市情報システム機器
- 3 内 訳

動 産	数 量
一般業務用ノートパソコン	17台
学校校務用ノートパソコン	135台
L G W A N系仮想用サーバー、ストレージ等	3台
ミーティング用大型モニタ	10台
出先用ネットワーク機器	35台
その他機器及び関連ソフトウェア	一式

- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 取得価格 108,350,000円
- 6 契約の相手方 香川県観音寺市柞田町丁93番地34
株式会社四電工 観音寺営業所
所長 溝渕 成也

令和2年6月8日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第64号

財産の取得について（三豊市本庁舎2階備品）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 動産
- 2 取得する財産 三豊市本庁舎2階備品
- 3 内 訳

動 産	数 量
事務用机	57台
会議用机	15台
事務用椅子	95脚
会議用椅子	39脚
来客対応カウンター	6台
キャビネット	48台
その他関連備品	一式

- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 取得価格 27,500,000円
- 6 契約の相手方 香川県三豊市高瀬町下勝間2349番地第1
有限会社フジワラ
代表取締役 藤原 雅樹

令和2年6月8日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第65号

財産の取得について（コミュニティバス）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 動産 |
| 2 | 取得する財産 | コミュニティバス（小型バス） |
| 3 | 数 | 2台 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 取得価格 | 39,703,920円 |
| 6 | 契約の相手方 | 香川県高松市春日町1481番地
香川日野自動車株式会社
代表取締役 平山 繁 |

令和2年6月8日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第66号

財産の取得について（三豊市学校ICT機器電子黒板・プリンター等）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 動産
- 2 取得する財産 三豊市学校ICT機器電子黒板・プリンター等
- 3 内 訳

動 産	数 量
電子黒板	46台
プリンター	26台
プロジェクター	2台

- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 取得価格 31,350,000円
- 6 契約の相手方 香川県観音寺市柞田町丁93番地34
株式会社四電工 観音寺営業所
所長 溝渕 成也

令和2年6月8日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第67号

市道の路線廃止について

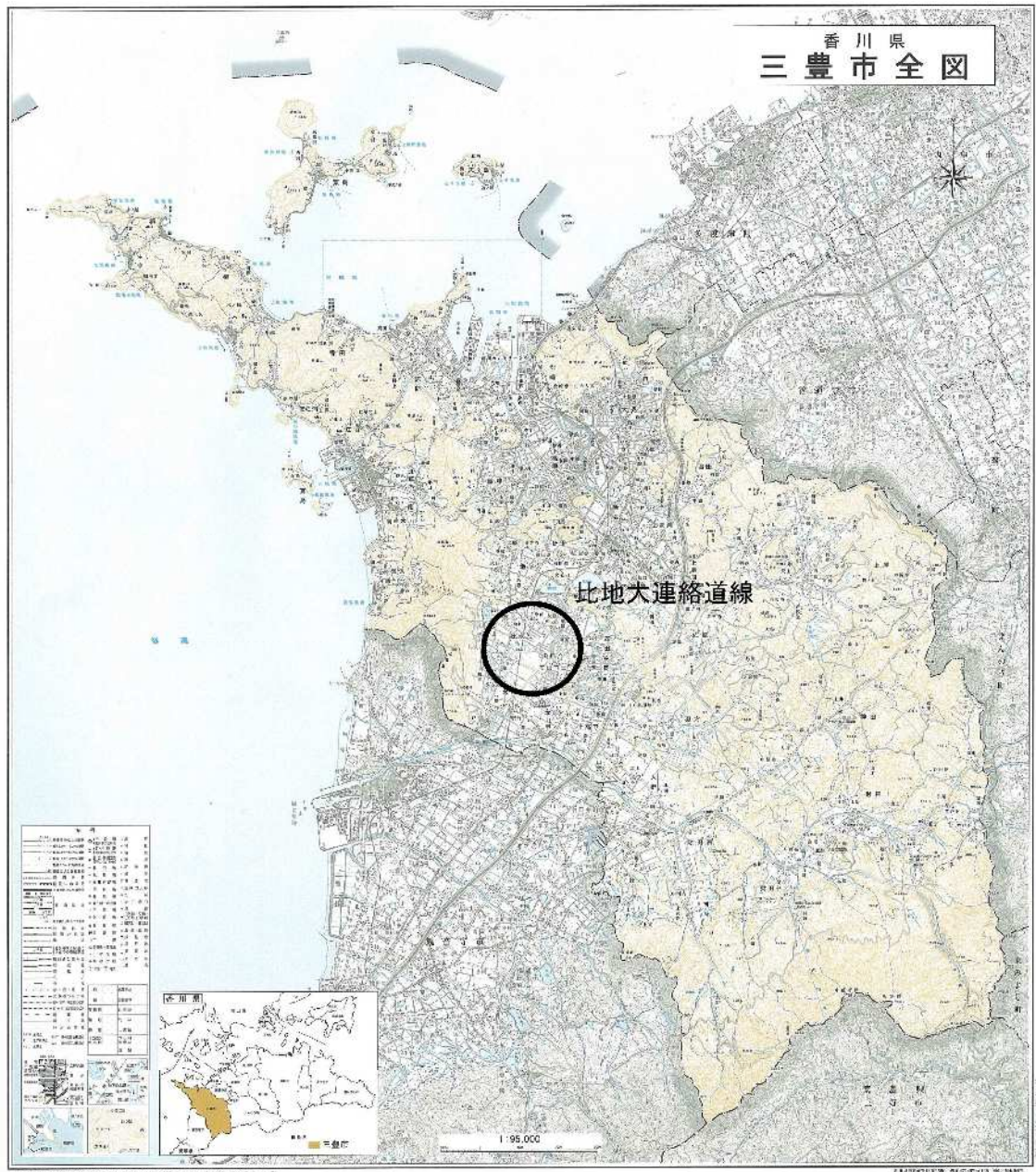
道路法第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

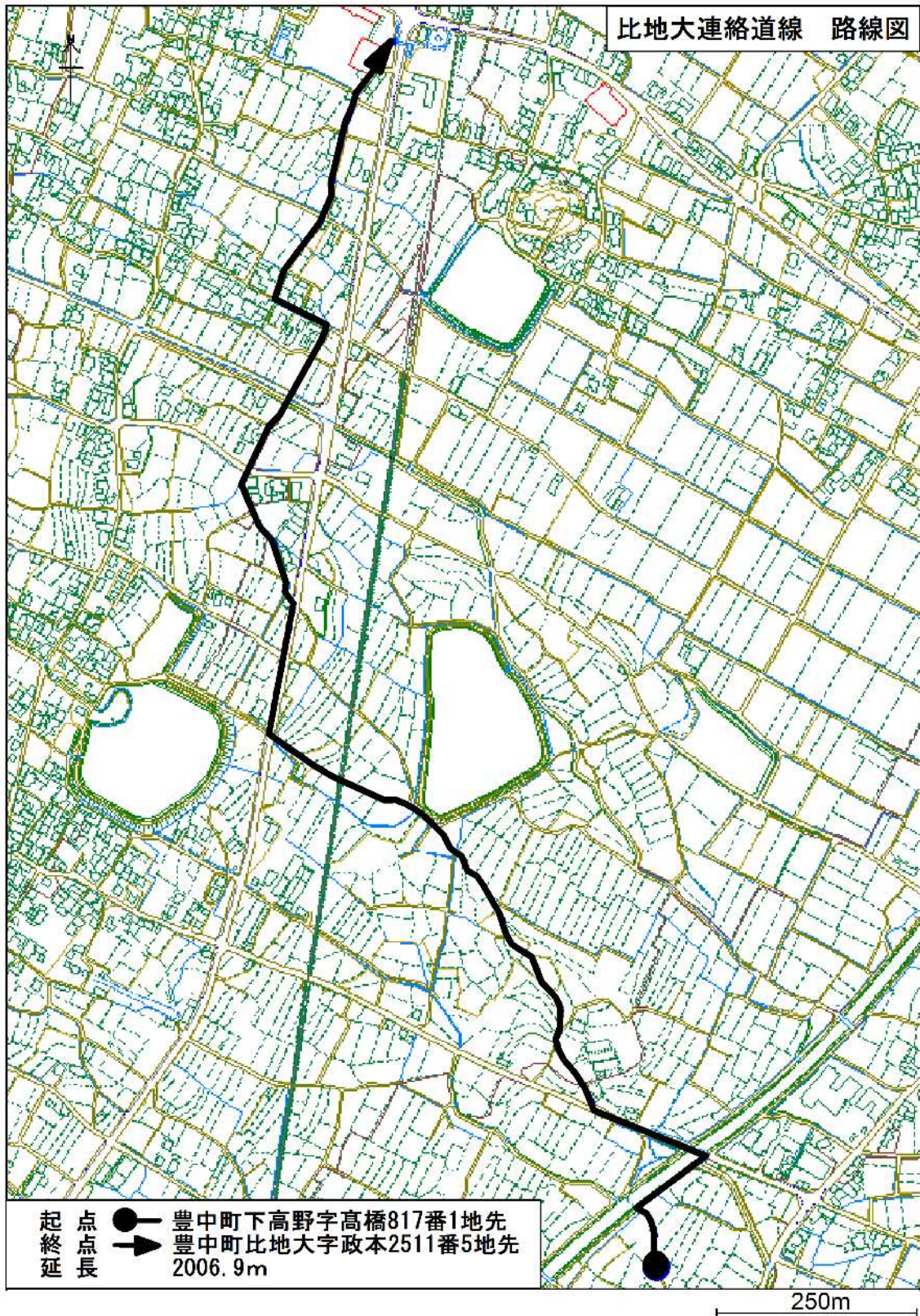
三豊市長 山下 昭史

路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
比地大連絡道線	豊中町下高野字高橋817番1地先 豊中町比地大字政本2511番5地先	

(議案第67号関係)



(議案第67号関係)



議案第68号

市道の路線認定について（比地大連絡道線）

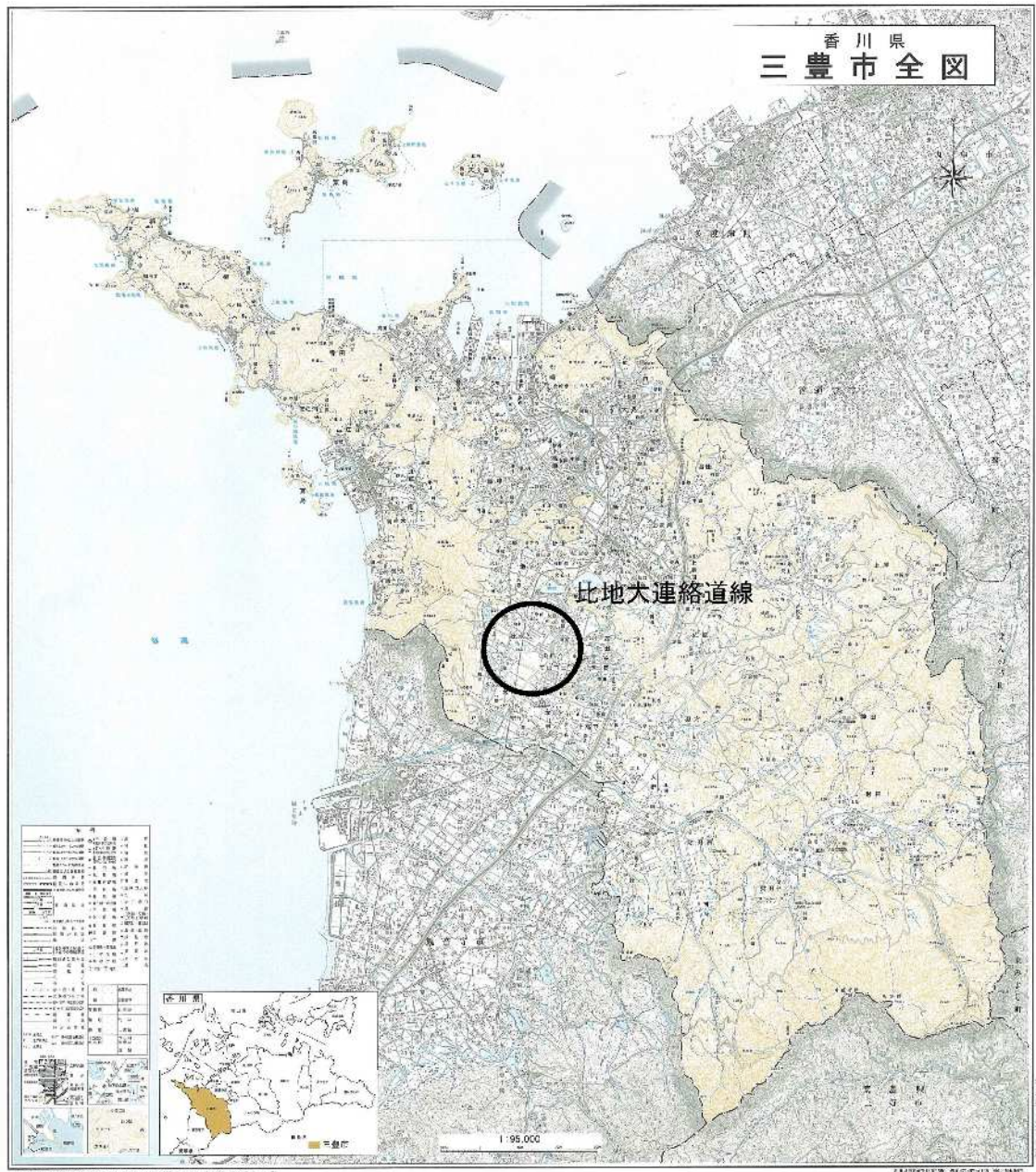
道路法第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

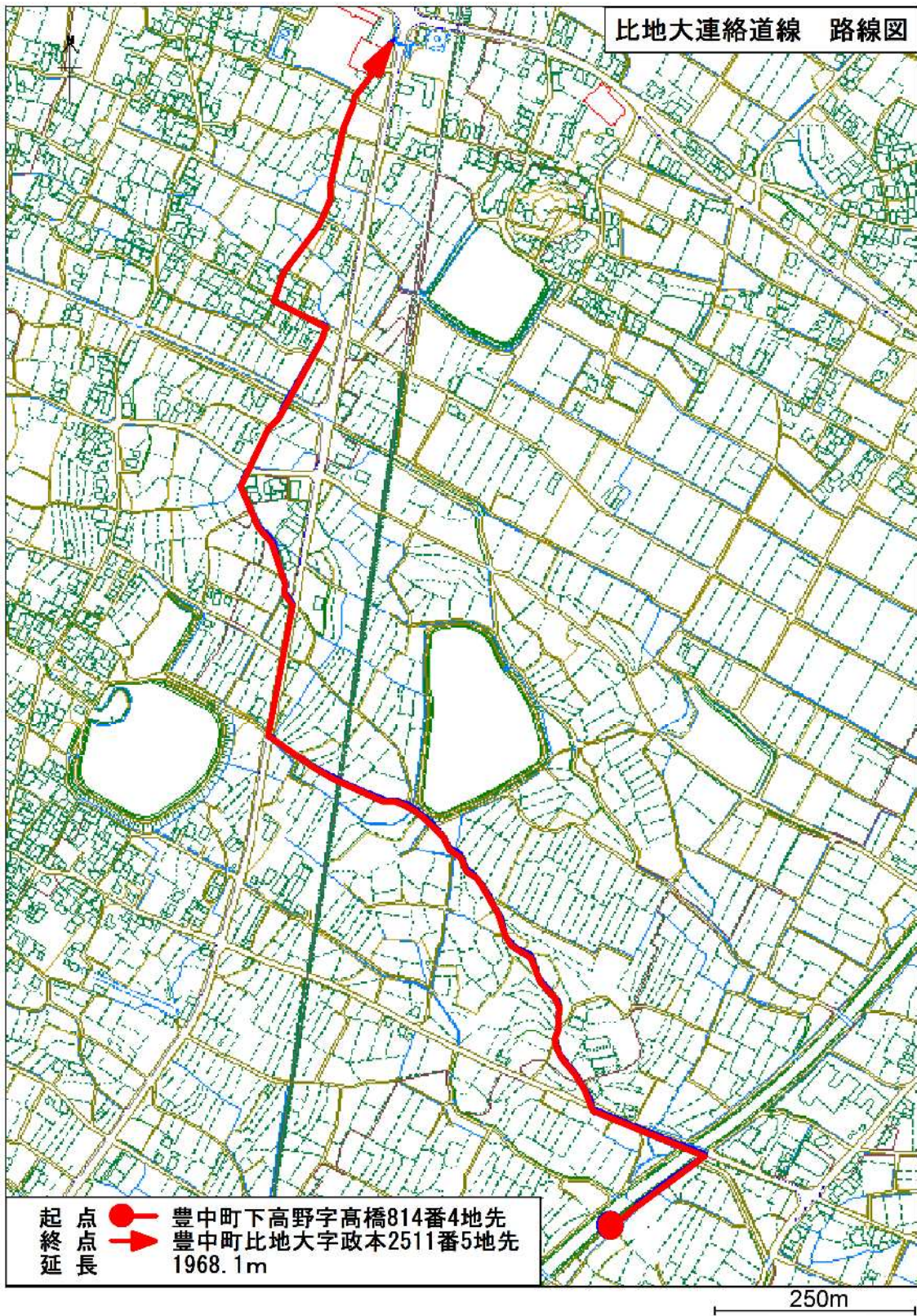
三豊市長 山下 昭史

路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
比地大連絡道線	豊中町下高野字高橋814番4地先 豊中町比地大字政本2511番5地先	

(議案第68号関係)



(議案第68号関係)



議案第69号

市道の路線認定について（加茂北3号線）

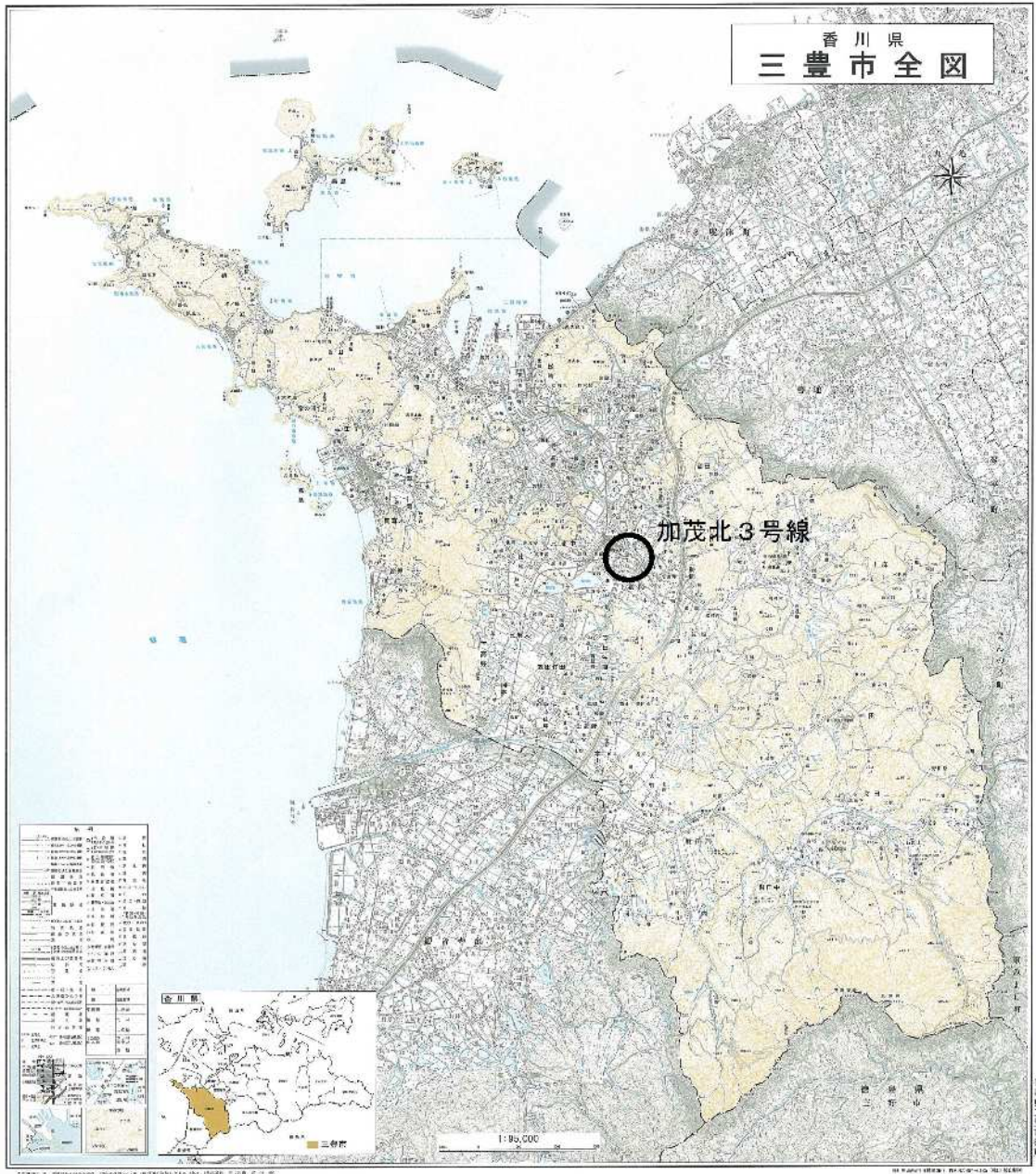
道路法第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

三豊市長 山下 昭史

路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
加茂北3号線	高瀬町下勝間字加茂2764番5地先 高瀬町下勝間字加茂2752番10地先	

(議案第69号関係)



(議案第69号関係)

